

別紙 大泉町庁舎建設基本設計・実施設計等業務委託プロポーザル評価基準表

○1次審査

評価項目		評価基準	配点	
事業者の評価	業務実績	「13 参加資格」(7)※ ¹ に基づく、基本設計又は実施設計の実績数	20	
	技術者数	事業者の有資格者数	10	
小計			30	
配置技術者の評価	業務実績	管理技術者	15	
		建築総合主任技術者	15	
		主任技術者	建築構造	11
			電気設備	11
	機械設備		11	
手持業務	管理技術者と建築総合主任技術者の手持業務数(繁忙度)	7		
小計			70	
合計			100	

※1 平成24年4月1日以降に、延床面積4,000㎡以上の新築又は改築による建築物(平成31年国土交通省告示第98号別添二による類型4又は類型12の第2類※²)に該当するものに関する基本設計又は実施設計業務を履行した実績を有すること。なお、「事業者の評価」の業務実績と、「配置技術者の評価」のうち管理技術者及び建築総合主任技術者の業務実績については、これを基に評価を行う。

※2 平成31年国土交通省 告示第98号 別添二

- ・類型 4 業務施設 第2類 銀行、本社ビル、庁舎等
- ・類型12 文化・交流・公益施設 第2類 映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等

○2次審査

項目		評価基準	配点
技術 提 案 書 等	業務実施方針		15
	テーマ別 技術提案書	【テーマ1】誰もが使いやすく、まちづくりの拠点となる庁舎	15
		【テーマ2】町民の安全・安心を支える庁舎	15
		【テーマ3】機能性・効率性が高く、環境に優しい庁舎	15
		【テーマ4】独自提案（テーマ1～3以外の自由提案）	15
	見積書及びその内訳等		15
プレゼンテーション及びヒアリング		10	
合計			100